

第3次

佐渡市地域福祉計画 佐渡市地域福祉活動計画



健やかで
思いやりの
あふれる
まちづくり

イラスト：川野名 梢さん

佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

少子高齢化や核家族化が進み、人々の価値観や生活様式などが多様化する中で、隣近所など地域の結びつきの希薄化により、家庭内や地域内の助け合いや支え合いという相互扶助機能が低下しつつあります。

その一方で、近年各地で発生している自然災害などから、「自助」「共助（互助）」に対する意識が高まり、地域における幅広い支え合いが求められています。

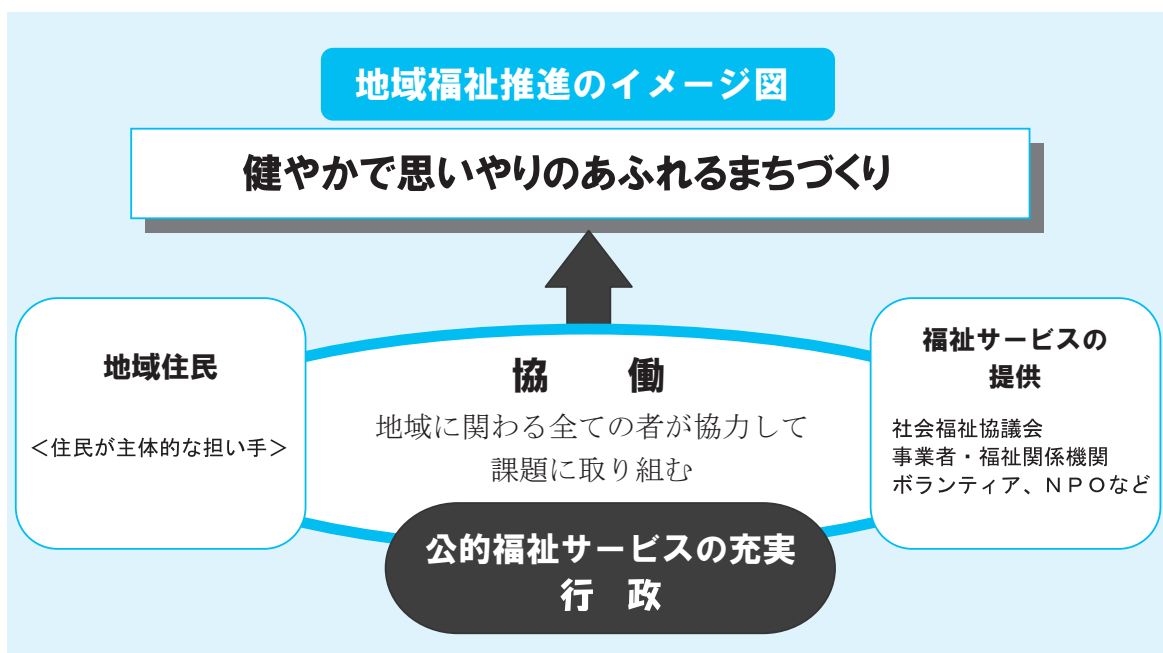
また、高齢者や障がい者、児童といった個々の福祉制度によるサービスがある中でも、地域には「制度のはざま」にある問題も存在しており、現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題に対応するため、地域福祉をこれからの福祉施策に位置付けていくことが必要となっています。

地域福祉とは、公的なサービスだけでは対応できない多様なニーズに応じるため、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを築き上げ、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指す取り組みです。

市が策定する「地域福祉計画」は、地域で暮らす市民の皆様が、住み慣れた家庭や地域で、安心してその人らしい自立した生活ができるよう、人と人とのつながりを基本に、「健やかで思いやりのあふれるまちづくり」を目指すための理念と仕組みをつくる計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が、地域福祉の推進を目的として市民等と協力してつくる実践的な活動・行動計画です。

両計画は、「地域福祉の推進」という目的を同じくする車の両輪のような関係にあることから、本市では、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、実働的な活動・行動計画の特性を併せ持つとともに、地域福祉を具体化していく計画としております。

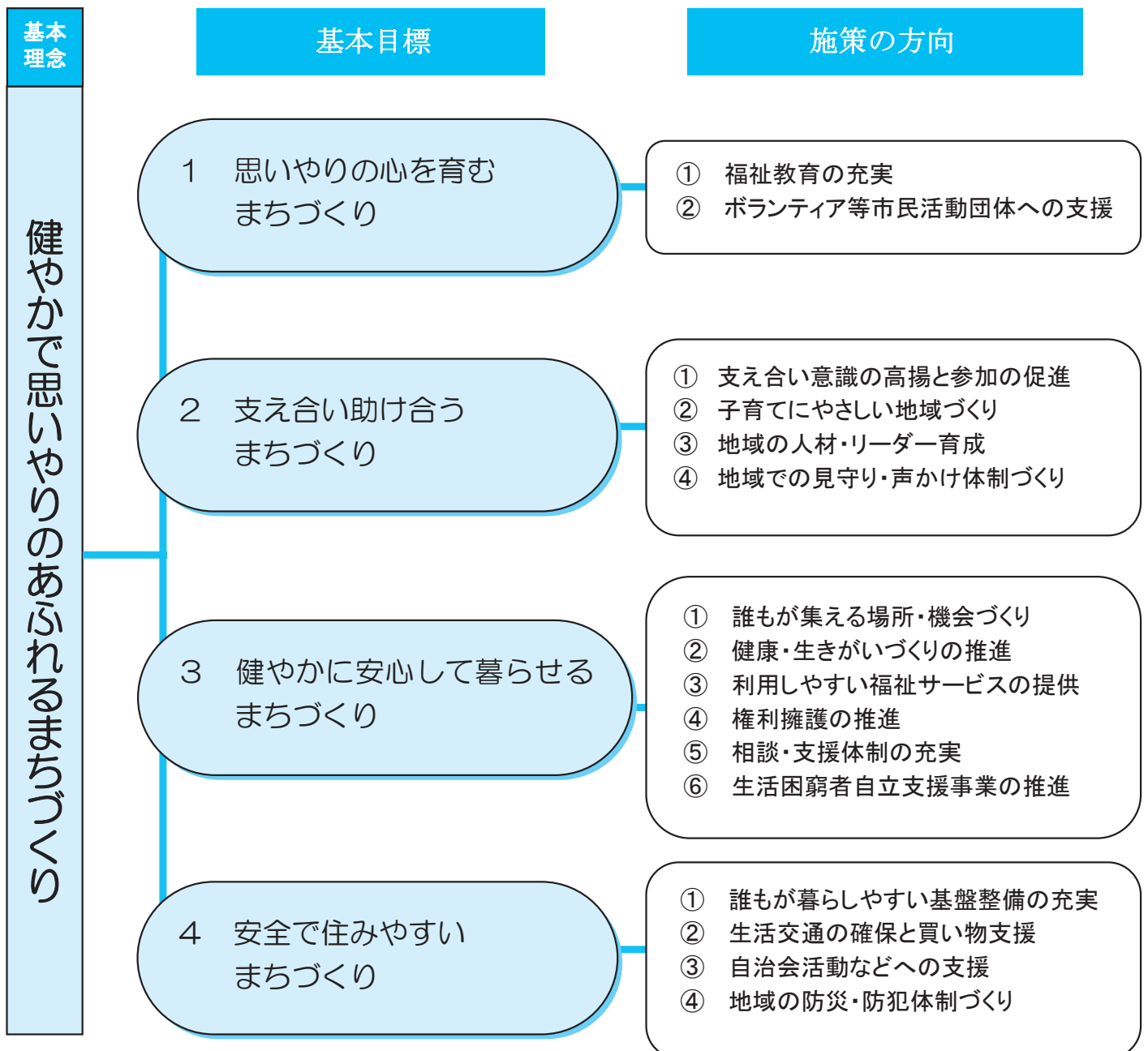


◇ 基本理念 ◇

健やかで思いやりのあふれるまちづくり

本計画では、基本理念を実現するため、次の4つの基本目標に沿って取り組みを進めます。

- ① 地域福祉の担い手づくりを視点とした「思いやりの心を育むまちづくり」
- ② 地域福祉の活動づくりを視点とした「支え合い助け合うまちづくり」
- ③ 医療・介護・福祉の連携体制を視点とした「健やかに安心して暮らせるまちづくり」
- ④ 安全・安心して暮らせる地域づくりを視点とした「安全で住みやすいまちづくり」



基本目標 1 思いやりの心を育むまちづくり



アンケート結果
などから見えた
課題や現状

- 福祉への理解と関心を高め、地域での支え合いや助け合いの意識を育むため、子どもの頃から福祉に触れ、地域での様々な体験や交流等を通じて福祉の心を培うことが重要。
- 自治会などの地域活動やボランティア活動に参加・協力できる人材の育成を支援することが必要。
- これまで以上にボランティアの輪が広がるよう、地域や企業などでも、ボランティアについての理解を深めてもらう機会を増やす必要がある。

個人・地域等の取り組み

福祉教育の充実

- 家庭において、福祉に関する話題を積極的に取り入れましょう。
- 子どもに地域の各種行事への参加を呼び掛けるなど世代間交流を促進しましょう。
- PTAや子ども会等の活動と連携し、地域資源を活用した地域福祉活動を推進しましょう。
- 福祉施設の地域への開放や交流を通じて、ボランティアや体験学習の受け入れに協力しましょう。

ボランティア等
市民活動団体へ
の支援

- 生活課題に関心と支え合いの意識を持ち、ボランティアの必要性について理解を深めましょう。
- 事業所等は、ボランティア活動への参加が容易になるように、ボランティア休暇・休職制度の普及や取得しやすい環境づくりに努めましょう。
- 地域のボランティアの援助を受け入れる力（受援力）を高めましょう。

社協の取り組み

- ・次世代を担う子どもたちに福祉の心が育まれるよう、福祉教育事業出前塾を実施します。また、さまざまな当事者の皆様に講師を担っていただき、障がいへの理解や関わり方の体験など内容の充実を図ります。福祉教育事業は子どもを対象としたものだけにとどめず、地域や職場等も対象とし、心のバリアフリー*を育みます。
- ・ボランティアをしたい人や受けたい人に具体的なボランティア情報を提供します。事業所・企業等に社会貢献活動の一環としてボランティア活動への実践を働きかけます。ボランティア登録制度の充実に努めます。

※バリアフリー：障がいのある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられています。

市の取り組み

- ・学校における福祉教育を推進し、子どもの頃から継続的な福祉に対する意識の向上を図ります。
- ・保育園や学校と連携して、世代間交流や障がい者、高齢者と交流する機会の創出を推進します。
- ・認知症高齢者等にやさしい地域づくりを目指し、小・中学校等での「認知症サポーター養成講座」の受講を推進します。
- ・市全体でボランティア活動の活発化を図るため、企業や関係機関への協力要請に努めます。
- ・障がい者支援や子育て支援のためのボランティアやNPOの育成を支援するとともに、相互の交流・情報交換の機会の充実を図ります。
- ・介護保険ボランティアポイント制度への参加を促進するため、制度の周知に努めます。

基本目標 2 支え合い助け合うまちづくり (1)



アンケート結果
などから見えた
課題や現状

- 少子高齢化や核家族化が進み、高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯等が増え、将来の不安を抱える人が多くなっている。
- 少子化のため学校や保育園等の施設が減少してしまい、公園等も少ないため、遊ばせる場所に困っているという声が多くある。
- 核家族化や共働き世帯の増加に伴い、子育て世代が周囲の援助を受けられない場合や、気軽に相談できる相手がいない場合があり、関係機関や地域と連携して子育て支援体制の充実に努めていく必要がある。

個人・地域等の取り組み

支え合い意識の
高揚と参加の促
進

- 子育て中の親子で地域行事に参加し、地域と関わる機会を持ちましょう。
- あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを持ちましょう。
- 隣近所と気軽にものごとを頼めるような信頼関係をつくりましょう。
- 誰もが地域に溶け込みやすい環境を作りましょう。
- 身近な福祉活動に地域ぐるみで積極的に取り組みましょう。

子育てにやさし
い地域づくり

- 子育て中の親子で地域の交流活動に参加し、子育て経験者や高齢者などと知り合いになりましょう。
- 住民一人ひとりが子育てについて関心と理解を深めましょう。
- 子育てガイドブックを活用して佐渡市の子育て情報や育児知識を得ましょう。
- 事業所等は、子育てをしながら働き続けられるよう、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりに努めましょう。
- 地域で子どもを見守り、声かけする体制をつくりましょう。

社協の取り組み

- ・地域における福祉課題を「我が事」として捉え、解決にむけた住民参画による取り組みを推進するために地域福祉懇談会を開催します。
- ・地域カルテ・支え合いマップ等を活用して、地域での支え合いの重要性を啓発します。
- ・親子で参加できるボランティア活動やボランティア講座、多世代の交流会等を開催します。
- ・親子が安心して地域行事等に参加できるよう子育てボランティアを養成します。

市の取り組み

- ・公民館活動や市の各種行事等の開催により、近所付き合いの重要性や地域福祉推進の必要性についての意識啓発を行います。
- ・地域にある様々な資源を見直し、住民の主体的な支え合い活動の発掘、創出、また担い手育成等を支援します。地域住民に身近な存在として生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、各地域に出向き、支え合い活動の普及啓発・促進を図ります。
- ・子育て世代の方が問題をひとりで抱え込まないようにサポートし、交流とふれあいを通じて育児を支援します。
- ・妊娠、出産、子育て、就労まで切れ目のない支援に努めます。
- ・各地区公民館で、親子でふれあえる事業を開講し、親子、親同士、子同士が共に学び仲間作りができることを目的に事業を実施します。

基本目標 2 支え合い助け合うまちづくり (2)



アンケート結果 などから見えた 課題や現状

- 人とふれあうことが大事だと考えますが、高齢化が進む中、ふれあいの場を設けたり親睦会等を企画するリーダーの担い手が不足しているため、リーダー育成がとても重要。
- 地域のつながりが少なくなってきたおり、普段の様子がわからず、健康状態が変化しても、それに気づいて声かけをすることが難しくなっている。
- ご近所付き合いが希薄化している地域もある中で、まずはあいさつや日常的な付き合いなどのささえあいの意識を心掛けることが大切。

個人・地域等の取り組み

地域の人材・ リーダー育成

- 地域における身近な福祉活動に積極的に参加しましょう。
- 市や社会福祉協議会等で実施する教室や講座等に参加しましょう。
- 自分の知識や技術、経験を地域の中で活かしましょう。
- あらゆる世代が興味を持てるように、ボランティア団体による活動内容の情報発信や、活動の啓発を企画しましょう。
- ボランティア団体等は、人材の発掘、育成に取り組み仲間づくりを行いましょ

地域での見守 り・声かけ体制 づくり

- 日常的なふれあいから声かけ、あいさつを積極的に実践しましょう。
- 地域の活動に参加し、隣近所と顔見知りになりましょう。
- 誰もが参加しやすい地域行事づくりを進めましょう。
- 新聞、郵便の配達員や電気、ガスなどのライフラインを担っている企業等は、訪問等の業務を通じて異常がないか確認しましょう。
- 地域のみんなで声をかけ合い、お互いの体調や心の変化に気づくことができるよう努めましょう。

社協の取り組み

- ・住民が地域福祉活動やボランティア活動への参加のきっかけとなるよう、体験型の講座や研修会を開催します。また、講座受講後に継続して活動に繋がるよう支援に努めます。
- ・見守り活動の推進を継続します。また、未実施地区については、地域の実情に合せ、立ち上げを支援します。
- ・ボランティア団体や住民の協力を得て、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を電話や弁当の配達等の際に行います。併せて、健康状態の把握や孤独感の解消を図ります。

市の取り組み

- ・民生委員・児童委員の研修会の実施や活動のPRを行います。
- ・公民館活動等を通じて、地域リーダーの育成を図ります。
- ・市内の企業等が日常業務の中での見守りで異常を発見した旨の通報を受けた場合、迅速に対応できるよう関係機関と連携した体制づくりに努めます。
- ・認知症等の高齢者と家族が安心して地域で暮らしていくための支援体制の構築と、地域住民への正しい知識の普及とともに認知症サポーター（応援者）の養成を推進します。
- ・地域の中で気づき、見守りのための人材育成（ゲートキーパー※養成）を図り、自殺予防に取り組みます。

※ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

基本目標 3 健やかに安心して暮らせるまちづくり(1)

アンケート結果 などから見えた 課題や現状

- 子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もみんなが集える場を確保し、今後も住みやすい地域であるよう取り組むことが重要。
- 地域での行事を活性化させることが重要。
- 経験豊富な高齢者の知識を活かせる仕組みづくりが必要。
- 地域活動や社会活動への参加により、学ぶ喜びや楽しみを得るためにも、健康でいることが重要。

個人・地域等の取り組み

誰もが集える場 所・機会づくり

- 地域の行事やイベントなどに積極的に参加し、様々な世代の人たちと交流しましょう。
- 趣味や特技などを共に楽しむ者同士での集まりを持つようにしましょう。
- 地域活動に積極的に参加できるよう、行事の情報提供や参加協力の呼びかけをしましょう。
- 地域に住む人材を把握し、講師として活用することで、多世代が気軽に楽しみ、学べる交流の機会をつくりましょう。

健康・生きがい づくりの推進

- 自分の健康状態を知るためにも、健康診査の受診を心がけましょう。
- 新しいことに興味を持ち、豊かな人生にできるよう、地域活動や社会活動に積極的に参加しましょう。
- 技術や知識を持つ人に積極的に声がけし、活躍できる場と世代間交流できる場づくりに努めましょう。
- 近所付き合いや人とのコミュニケーションを大切にして、日常会話の中でお互いの健康状態に気づけるよう心がけましょう。

社協の取り組み

- ・地域の実情に合わせ、地域の茶の間やいきいきサロン等を住民主体の運営となるよう支援します。
- ・住民の誰もが地域の一員として参加でき、特技や趣味、自分のできる範囲での活動が行えるようボランティア情報を提供します。
- ・関係団体やボランティア団体などと連携し、高齢者や障がい者、引きこもりの方などが社会参加できる場の発掘や開発に努めます。

市の取り組み

- ・市民の交流の情報などを広報誌やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。
- ・地域の個性や自主性を活かし、地域課題の解決や交流等を深めるため、自治会等が行う地域活動を促進する事業に対して補助金により支援します。
- ・公民館講座及び自主講座などを開催することにより、市民が生きがいを持って取り組む活動を支援し、同じ興味をもった仲間同士が学びあい、楽しめるように努めます。
- ・保健師、栄養士が地域へ出向いて開催している地域健康学習会を継続実施し、地域の健康課題に対して健康推進員等と連携しながら、自ら健康づくりに取り組めるよう支援します。
- ・スポーツ推進員など、専門的な知識を有する職員や委員を派遣することで、地域の健康づくり講座等を支援します。
- ・市民の学習・交流・憩いの場として、生きがいの創生に寄与できるよう、公民館や図書館等の社会教育施設の充実に努めます。

基本目標 3 健やかに安心して暮らせるまちづくり(2)

アンケート結果 などから見えた 課題や現状

- 高齢化社会を迎え、家族や自身の介護に関する悩みを抱える人が増加しており、介護サービスが必要な家庭への積極的な支援を求める意見が多くある。
 - 生活に大きな支障が出てから成年後見制度*を利用するのが現状。利用者が判断能力のあるうちに制度利用の自己決定ができるよう、支援を行う必要がある。
- *成年後見制度：認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度です。

個人・地域等の取り組み

利用しやすい福 祉サービスの提 供

- 広報誌やパンフレットなどから福祉サービスに関する情報を把握し、隣近所など地域で情報を伝え合いましょう。
- どこでどのような相談が受けられるか、事前に相談窓口を把握しておきましょう。
- 「自助」や「公助」では解決の難しい地域課題について、地域の助け合い（共助）による解決に取り組みましょう。
- 事業者等は利用者の声を基に、サービス内容を改善し、より良いサービス提供へつなげましょう。

権利擁護の推進

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業*について理解を深めましょう。
 - 虐待を未然に防ぐため、子どもや高齢者、障がい者のいる世帯に対して声かけ、見守りを行い、困っている人を発見した場合には地域の民生委員・児童委員や関係機関に連絡しましょう。
- *日常生活自立支援事業：判断することが不十分な高齢者、知的障がい者、精神障がい者などが住み慣れた地域で自立して生活できるように、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理などを支援する事業。

社協の取り組み

- ・住民、関係機関、事業所等の福祉サービスネットワークを利用して、その人らしく生活が送れるよう最も適したサービスを提供します。
- ・社協だより、ホームページ、SNSを活用して、スピーディーに、いつでも誰でも分かりやすい福祉情報等の発信に努めます。
- ・高齢者や障がい者の財産管理や保護者の亡き後の生活を支援するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する相談を行います。
- ・成年後見センターの機能充実に努めるとともに、市民後見人等の養成を継続して行います。併せて、第三者後見人の支援も継続して行います。

市の取り組み

- ・サービス提供事業者や関係機関との連携により、適切なサービスが受けられるようサービス及び福祉情報の提供体制等の充実に努めます。
- ・社会福祉協議会や関係機関と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発に努めます。
- ・後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材として、市民後見人の養成及び活用を図ります。
- ・必要な方が成年後見制度を利用できるよう、地域体制の構築、連携に努めます。
- ・人権を尊重し、虐待のない地域をつくるため、市民に対し、虐待防止のための意識啓発、地域での取り組みに関する啓発を行います。

基本目標 3 健やかに安心して暮らせるまちづくり(3)

アンケート結果
などから見えた
課題や現状

- ライフスタイルが多様化する中で、相談内容も多様化・複雑化してきており、相談窓口をより分かりやすくする必要がある。
- さまざまな生活課題を抱え、支援を必要とする人に対し、生活困窮者自立相談支援事業等の一層の周知強化とともに、関係機関と連携し支援体制の充実を図る。また、相談に来れない困窮者の方を必要な支援につなぐことが重要（アウトリーチ）。

個人・地域等の取り組み

相談・支援体制
の充実

- 困ったときには一人で悩まず、身近な人や地域の民生委員・児童委員に相談してみよう。
- 広報誌やパンフレット等に目を通し、困った時にどこに相談すればよいのかを事前に把握しておきましょう。
- 行政や社会福祉協議会などの各相談窓口を積極的に利用しましょう。
- 地域の交流活動の中で、困ったことをお互いに相談できる雰囲気づくりをしましょう。

生活困窮者自立
支援事業の推進

- 広報誌やパンフレット等に目を通し、困った時にどこに相談すればよいのかを事前に把握し、困っている人へ相談窓口を紹介できるようにしましょう。
- 事業所等関係機関は、サービス利用者だけでなく、地域住民からの相談に乗り、必要に応じて生活困窮者自立相談支援機関、市や各関係機関につなぎましょう。

社協の取り組み

- ・市民が安心して相談ができ、複数の課題に対し、ひとつの窓口で対応ができることを目指します。
- ・住民の声なき声を発掘するために、コミュニティーソーシャルワーカー（地域福祉相談員）を配置し、地域に積極的に出向き、課題の把握や必要な支援に結びつくよう支援ネットワークの構築を進めます。
- ・生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業）の事業実施（受託）により、専門性を生かし、課題を抱える困窮者の方に寄り添いながら、課題を解決できるよう支援を行います。

市の取り組み

- ・子ども若者相談センターが、児童の発達、しつけ、子育ての悩み、不登校、非行、虐待等、児童やひとり親家庭の福祉に関する相談を受け付けます。
- ・障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、在宅サービスの情報提供や相談を行う相談支援事業の充実を図ります。
- ・民生委員・児童委員や各種相談員の活動を強化するために、研修や情報提供等の充実を図り、その活動を支援していきます。
- ・相談窓口を周知し、悩みを抱える人が相談機関とつながるように努めます。
- ・地域での暮らしを支えるため高齢者等の総合相談窓口として、地域包括支援センターを設置運営します。
- ・生活困窮者自立支援制度による各種事業の実施及び関係機関との連携を図り、速やかに必要な支援に結びつけられるよう支援体制充実に取り組みます。

基本目標 4 安全で住みやすいまちづくり（1）



アンケート結果
などから見えた
課題や現状

- 自分たちの住む地域が快適でいつまでも住み続けたい場所であるために、地域住民の協力のもと、環境美化に努めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザイン*の考え方に立ち、外出・移動しやすい環境づくりが重要。
- 徒歩や車いすといった、車以外の移動手段にも考慮したまちづくりが必要。
- 島内の移動は自家用車が多く、公共交通への依存度は低い傾向にある。利用しやすい公共交通体系の整備や買い物支援等の取り組みが求められている。

※ユニバーサルデザイン：あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず、多様な人々が利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方です。

個人・地域等の取り組み

誰もが暮らしやすい
基盤整備の
充実

- 点字ブロックの上に自転車等を止めない、障がい者用駐車場には対象となる人以外駐車しないなど、マナーを守って生活しましょう。
- 積雪等で困っている高齢者や障がいのある人がいたら、可能な範囲で支援しましょう。
- 地域内で高齢者や障がい者が不便を感じる道路や地域の施設があるか確認し、市や社協への情報提供や地域で可能な改善に取り組みましょう。
- 地域やボランティア団体等で高齢者や障がいのある人たちの生活支援に取り組みましょう。ボランティアでは対応できない場合には、市に相談しましょう。

生活交通の確保
と買い物支援

- 自分の買い物などのついでに、買い物を代行するなど、地域で支え合いの関係をつくりましょう。
- 運転及び買い物ボランティアへの参加が可能な人は、積極的に活動しましょう。
- 事業所やNPO等は、買い物支援や福祉移送サービスなどへの参入について検討しましょう。

社協の取り組み

- ・個人のちょっとした生活の困りごとが解決され、お互いに助け合えるようボランティア活動を推進します。
- ・バリアフリー情報を収集し、情報一覧等を作成します。
- ・通院や買い物が一人では困難な方への支援として、移送サービスや生活支援ボランティア派遣事業等を実施します。

市の取り組み

- ・障がい者や高齢者が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方を広く普及するとともに、施設や道路などのバリアフリー化を進め、社会参加が容易になるような環境づくりに努めます。
- ・障がい者や高齢者の日常生活、就労や趣味、余暇活動など生きがいをもち社会参加を促進するために、利用しやすい公共交通体系の整備を進めます。
- ・公共交通体系の整備のため、NPOや地域住民等が主体となった新たな交通システムの運営組織育成に努めます。

基本目標 4 安全で住みやすいまちづくり (2)



アンケート結果 などから見えた 課題や現状

- 地域の活力を再生するため、若者や転入者の多様な発想力や活力を生かす等の取り組みが必要。
 - 災害発生時は「自助・共助」の力が大事。避難行動要支援者名簿*等を活用して、日ごろから避難行動要支援者の把握や地域の防災に関して話し合っておくことが重要。
 - 市民一人ひとりが、防災や防犯への意識を高め、日ごろから声かけや見守り活動など自主的な活動に取り組むことが必要。
- ※**避難行動要支援者名簿**：高齢者や障がい者など災害時の避難の際に支援が必要となる方（避難行動要支援者）の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、緊急連絡先などを記載し、集落単位で編成したもの。

個人・地域等の取り組み

自治会活動など への支援

- 地域の行事や集まりの場などに、周りの人を誘い合って、積極的に参加しましょう。
- 誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努め、活動内容の充実や周知により、一緒に活動する仲間を増やしましょう。
- 地域の公民館、空き家や民家など、さまざまな地域資源を活用して交流の場をつくりましょう。

地域の防災・防 犯体制づくり

- 家庭内や地域で、避難場所や避難経路等について話し合いましょう。
- 非常食の備蓄や非常持ち出し品を準備しましょう。
- 自宅の施錠など、自分でできる防犯対策をしましょう。
- 集落（自主防災組織）等で避難行動要支援者名簿を活用して避難行動要支援者を支援する体制を整備するとともに、避難場所や避難経路を検討し、地域住民全員が安全に避難できる体制をつくりましょう。
- 見守り、声かけなどによる隣近所の関係づくりを行い、防犯活動を強化しましょう。

社協の取り組み

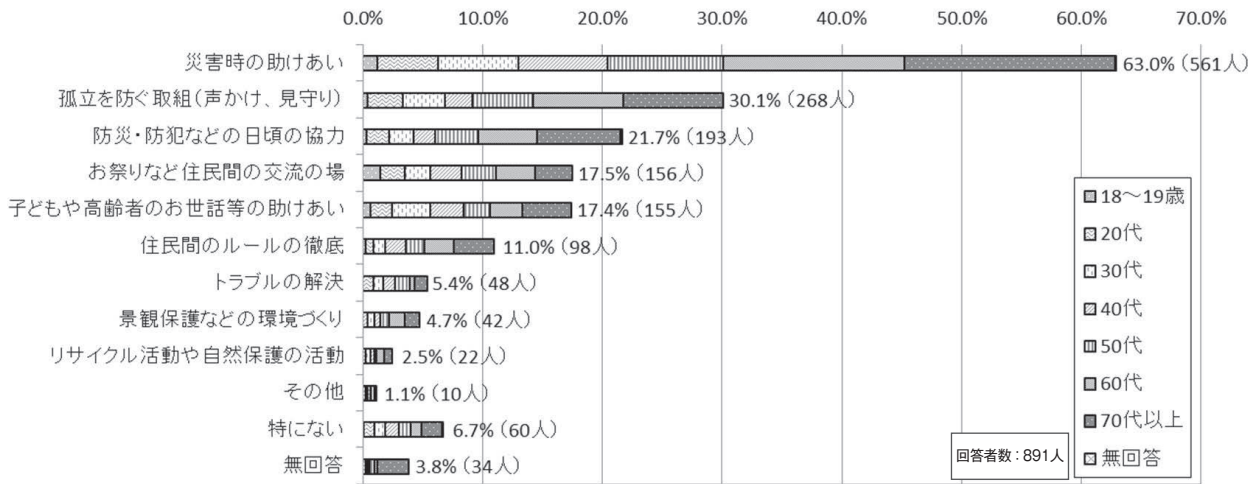
- ・自治会活動や地域の取り組みに際して、物品の貸出や講師派遣の手伝い等を行い、地域の方が取り組みやすい環境づくりに努めます。
- ・災害に関わる講座を開催し、災害ボランティアの育成、災害ボランティアセンターの基盤強化、災害救援ボランティアネットワークの拡充に努めます。

市の取り組み

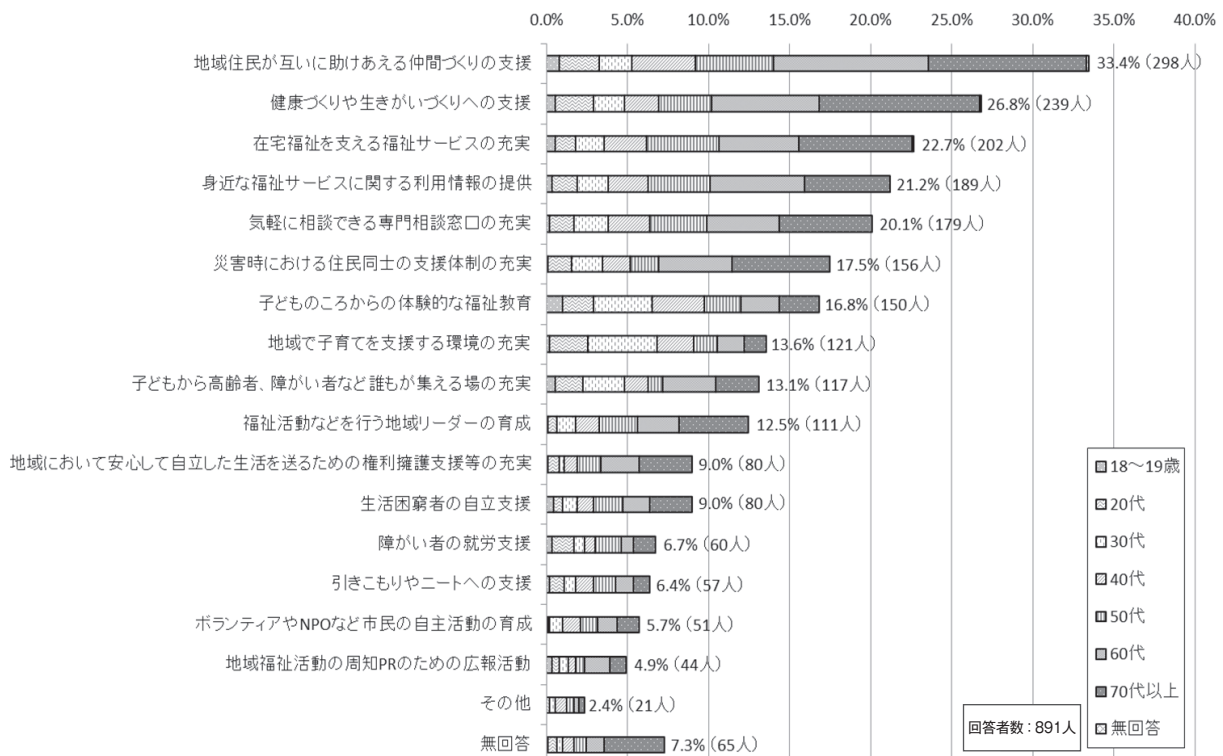
- ・大学や首都圏等の企業、地域おこし協力隊など、島外の人材と地域をつなぐ連携・協働体制の仕組みづくりを行います。
 - ・各地域で所有又は管理をし、公民館活動等に使用している集会所の修繕に掛かる費用の一部を支援します。
 - ・地域の危険箇所が把握できるように、佐渡市地域ハザードマップ*を配付し、啓発します。
 - ・避難行動要支援者名簿の更新を定期的に行います。
 - ・市報や緊急情報伝達システム等を活用し、防災や防犯のための情報を発信します。
- ※**ハザードマップ**：予想される津波・洪水の浸水範囲や深さ、土砂災害のおそれがある区域を示したもの。

地域福祉に関するアンケート調査より ～平成29年度実施～

◆ あなたは地域社会の役割についてどのようなことを期待しますか。(2つまで回答)



◆ これからの福祉で何に重点をおくべきだと思いますか。(3つまで回答)



第3次 佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 概要版

編集・発行 ■佐渡市市民福祉部社会福祉課 〒 952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地
 TEL:0259-63-5113 FAX:0259-63-5121
 ■佐渡市社会福祉協議会 〒 952-0206 新潟県佐渡市畑野甲 533 番地
 TEL:0259-81-1155 FAX:0259-81-1156